

志摩市空き家バンク制度利用申込み手順

(空き家を買いたい、借りたい方)

【申込ができる方】

- ・空き家に定住し、又は定期的に滞在して、当市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協働して生活しようとする暴力団員等でない方

【登録期間】

- ・1年間

【空き家情報の閲覧方法】

◎インターネットが利用できる場合

○志摩市空き家バンク制度ホームページ内「空き家バンク登録物件情報」で閲覧いただけます。

- ・空き家バンク登録物件情報



https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kensetsubu/eizenshitsu/eizen_samai/akiya/1460095701594.html

◎インターネットが利用できない場合

- 市役所で、台帳による物件情報の閲覧が可能です。
- 市役所に資料請求をしていただければ、郵送等で資料を送付いたします。

※物件の室内の見学を希望する場合は、下記の手続きが必要です。

【手続きの流れ】

1. 利用申込

① 志摩市ホームページから次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記入し、提出してください。

志摩市ホームページから、申請書様式のダウンロードができない方は、市役所までご連絡ください。様式をお送りします。

【提出頂くもの】

- ・「空き家バンク」利用希望申込書（様式第8号）
- ・誓約書（利用希望者用）（様式第9号）

② ①の申請書類は、市役所（営繕室）に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。



2. 物件の見学

- ① 物件の見学を希望の方は、見学希望日等を市役所までご連絡ください。
- ② 室内の見学については、媒介業者、所有者と日程調整が必要となりますので、必ず事前連絡をお願いします。
※見学日については、平日のみの対応となります。



3. 紹介・交渉・契約

- ① 媒介業者の下、交渉、契約を行っていただけます。
- ② 所有者の氏名、電話番号等は、ご本人の承諾を得た後に利用希望者へ紹介します。
※紹介・交渉は、原則一度に1件のみとさせていただきます。
※紹介後の、交渉、契約等は、媒介業者の下、当事者間で行ってください。

【注意事項】

◎当市は、空き家等の情報提供や空き家バンク登録等に係る連絡調整は行いますが、所有者と利用希望者間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉、及び契約等に関する仲介行為には一切関与しません。

また、契約などに関するトラブルにつきましても、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

◎申込書内容の変更

利用希望申込書の内容に変更があった場合は、電話、メールその他の手段により速やかに変更内容を市役所までお知らせください。

◎利用希望申込の取消

利用希望申込の取消しをしたい場合は、電話、メールその他の手段により速やかに市役所までお知らせください。

◎利用希望申込の更新

利用希望申込の登録期間は、登録初日から1年間です。
登録期間経過後、市役所で自動的に登録を抹消いたします。
再度、空き家バンク制度の利用を希望される場合は、改めて「空き家バンク」利用希望申込書（様式第8号）、誓約書(利用希望者用)（様式第9号）を営繕室に直接お持ちいただくか、又は郵送してください

※ご不明な点やご相談がありましたら
下記までお問い合わせください。
志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
志摩市役所建設部営繕室
TEL 0599-44-0306
FAX 0599-44-5262
Mail : eizen@city.shima.lg.jp